「においては」を「には」に、「不在者投票証明書とする」を「不在者投票証明書」に、「又は第六十条第一項」を「（法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。）又は法第六十条第一項」に、「、第六十条第一項又は」を「又は法第六十条第一項若しくは」に改め、同項の次に次のように加える。

第百四十五条第一項ただし書	第四号から第七号まで、第十一号及び第十二号	第六号

第百三条第一項の表第百四十五条第一項第一号の項中「する」を「行う」に改め、「又は第二項」を削り、「在外投票人証の提示若しくは提出又は在外選挙人証」を「在外投票人証等」に改め、同項の次に次のように加える。

第百四十五条第一項第二号	請求	請求（当該請求に併せて行う第百三条第一項の規定により読み替えて適用される第六十四条第二項の規定による在外投票人証等の提示を含む。）

第百三条第一項の表第百四十五条第一項第三号の項中「第百四十五条第一項第三号」を「第百四十五条第一項第六号」に、

不在者投票証明書の提出	在外投票人証等の提示
及び当該	及びこれらの

を

不在者投票証明書の提出	在外投票人証の提出又は在外選挙人証の提示

に改め、同表第百四十五条第一項第六号の項中「第百四十五条第一項第六号」を「第百四十五条第一項第九号」に、「在外投票人証の提出又は在外選挙人証」を「在外投票人証等」に、「当該提出又は」を「当該」に改め、同条第三項中「第六十二条第二項」を「第六十二条第四項」に改め、「とき」の下に「、又は法第六十二条第三項の規定により共通投票所を指定したとき」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　在外投票人名簿に登録されている投票人の国内における投票（法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合及び法第六十条第一項の規定による投票を行わせる場合に限る。）に関し必要な手続については、前項（同項の表第四十二条第一項の項から第四十二条第一項第三号の項までに係る部分に限る。）の規定は適用しないものとし、第五十九条の二及び第六十条の規定の適用については、前項（同項の表第五十九条の二の表第五十二条第四項の項及び第六十条の表第五十二条第四項の項に限る。）の規定によるほか、第五十九条の二の表中

第四十二条第一項	
第四十二条第一項各号	

「第四十

第四十号	各投票区	各投票区及び共通投票所
第四十号	投票所	投票所又は共通投票所
第四十号イから第四十号	区域	区域又は共通投票所

とあるのは

二条第一項	各投票区	指定在外投票区及び指定共通投票所（法第六十二条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十二条の二第二項に規定する指定共通投票所をいう。以下この項において同じ。）
	投票区の投票所	指定在外投票区の投票所又は指定共通投票所
二条第一項第一	投票区の区域	指定在外投票区又は指定共通投票所
	投票人名簿	在外投票人名簿
二条第一項第二	投票区の区域	指定在外投票区又は指定共通投票所
	投票人名簿が法第二十条第二項	在外投票人名簿が法第三十三条第二項
	が当該投票人名簿	が当該在外投票人名簿
二条第一項第二号からハまで	投票人名簿	在外投票人名簿
二条第一項第三	投票区の区域	指定在外投票区又は指定共通投票所
	投票人名簿	在外投票人名簿
	第二十条第二項	第三十三条第二項

と、

第六十条の表中

第四十二条第一項	各投票区	期日前投票所
	投票区の投票所	期日前投票所をおいて当該期日
第四十二条第一項各号	投票区の区域	期日前投票所